飯田　太市　和泉かをる　岡部美知子
岡本　信男　齊藤　勇　田中　爲三
長坂　隆　成澤　信男　芳賀吉五郎
橋本　弘信　藤山　禎子　寶田　博敬
明歩谷直義　八阪　優　若林　幸一

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上六月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スロバキア国大統領アンドレイ・キスカ閣下の大統領就任につき、六月十五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

平成二十六年六月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が平成26年６月10日付で、公益理事を退任した。

役　職	氏　名
公益理事	川本　裕子
	三谷　紘
	吉野　直行

次の者が平成26年６月10日付で、会員理事を退任した。

役　職	氏　名
会員理事	佐々木宗平

次の者が平成26年６月10日付で、常任理事を退任した。

役　職	氏　名
常任理事	飯島　巖
	神内　博喜

次の者が平成26年６月10日付で、会員監事を退任した。

役　職	氏　名
会員監事	奥田　榮造
	矢野　利平

次の者が平成26年６月10日付で、常任監事を退任した。

役　職	氏　名
常任監事	田中　実

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、公益理事に選任された。

役　職	氏　名
公益理事	池尾　和人
	田島　優子
	山本　和彦

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、会員理事に選任された。

役　職	氏　名
会員理事	西田　宜正
	和田　哲哉

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、常任理事に選任された。

役　職	氏　名
常任理事	山下　一
	鈴木　哲

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、会員監事に選任された。

役　職	氏　名
会員監事	羽生　正弘
	籠谷　修司

次の者が平成26年６月10日第７回定時総会において、常任監事に選任された。

役　職	氏　名
常任監事	成宮　克佳

国家試験

平成27年公認会計士試験の施行

平成27年公認会計士試験の施行について、次のとおり公表する。

平成26年６月18日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

平成27年公認会計士試験を次のとおり行う。

１．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

平成26年12月７日

企　業　法	９：30～10：30
管理会計論	11：30～12：30
監　査　論	14：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

平成27年５月24日

企　業　法	９：30～10：30
管理会計論	11：30～12：30
監　査　論	14：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ハ．論文式試験

平成27年８月21日

監　査　論	10：30～12：30
租　税　法	14：30～16：30

平成27年８月22日

会　計　学	10：30～12：30
会　計　学	14：30～17：30

平成27年８月23日

企　業　法	10：30～12：30
選択科目（１科目）（経営学、経済学、民法、統計学）	14：30～16：30

２．試験施行地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

３．受験願書の提出　第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成26年８月29日から同年９月12日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成27年２月６日から同年２月20日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成26年９月12日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成27年２月20日までの消印があるものに限り受け付ける。

（試験施行地）	（管轄財務局等）
北　海　道	北海道財務局
宮　城　県	東北財務局
東　京　都	関東財務局
石　川　県	北陸財務局
愛　知　県	東海財務局
大　阪　府	近畿財務局
広　島　県	中国財務局
香　川　県	四国財務局
熊　本　県	九州財務局
福　岡　県	福岡財務支局
沖　縄　県	沖縄総合事務局

４．受験願書用紙等の請求　郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

５．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成26年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成27年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成27年１月１日現在施行のものとする。

６．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	平成27年１月13日（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	平成27年６月19日（予定）
ハ．論文式試験	平成27年11月13日（予定）

７．その他　天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。